

# R4シリーズ 改版 & 機能アップ情報

掲載日： 2016/02/16

製品	法人税R4	バージョン	15.40
件名	平成27年度法人番号対応版(Ver.15.40)リリースの案内	発売予定	2016/03下旬
		公開日	2016/03/22

詳細は、バージョンアップ後の「今回の変更点」にてご確認ください。

## プログラム提供開始日（予定）

ダウンロード公開日 ※Eiボードダウンロードマネージャ、マイページ	2016年3月22日(火)
オプション CD保守契約 の場合の発送開始日	インターKX法人税R4：4月8日（金） 法人税顧問R4：4月4日（金）
バージョンアップ対象	Ver.15.10以降

## 電子申告対応版について

Ver.15.4用の法人税R4 電子申告プログラムe5の公開は、法人税R4システム本体のダウンロード公開と同日となります。（3月22日公開）

## 改正の主な内容

Ver.15.4の追加対応内容に関する主な改正内容は次のとおりです。

### ◆公社債等に係る所得税額の全額控除（別表六(一)、六(一)付表）

法人税額から控除する所得税額の計算で、公債及び社債の利子、公社債投資信託の収益の分配等に係る所得税の額については、元本所有期間による按分計算を廃止し、その全額が控除されることとなりました。

→適用時期：平成28年1月1日以後支払いを受ける利子及び収益の分配  
について課される所得税について適用。

### ◆法人における利子割の廃止（第九号の二様式、三様式等）

法人における利子割が廃止されました。

これに伴い、法人税割額から利子割額を控除する制度、およびこの制度による控除不足額を当該法人に係る道府県民税均等割額等へ充当または還付する制度が廃止されました。

→適用時期：平成28年1月1日以後に支払を受ける利子より適用

## システムの主な変更点

### 今後の対応予定について

#### 税制改正による対応内容（予定）

#### ■法人税別表の変更等

システムで対応している変更予定の帳票は次のとおりです。

別表一(一)	別表一(二)	別表一(三)
別表四	別表六(一) ※新様式	適用額明細書

	(H28.1.1以後終了事業年度)	
第六号様式別表五の二の二	第六号様式別表五の三	第六号様式別表五の四
第六号様式別表五の五	第六号様式別表十四	第二十号様式別表四の三
別表十八		
欠損金の繰戻しによる還付請求書		

#### ■追加帳票

新設された追加予定の帳票は次のとおりです。

別表六(一)付表	所得税額の控除に係る元本所有期間割合の計算等に関する明細書 →H28.1.1以後終了事業年度より使用
第六号様式別表五の七	平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額に関する計算書

#### ■利子割の廃止の対応

平成28年1月1日以後開始事業年度の場合、以下の制御を行います。

- ・第九号の二様式、第九号の三様式を起動不可にします。
- ・法人基本情報の[計算方法設定]タブの「第六号様式 還付請求 利子割額 均等割に充当される額の控除」は設定不可にします。

#### 今後の対応予定について

##### 法人番号に関する対応内容（予定）

#### ■法人番号の設定

法人基本情報の[基本情報設定]タブに、「法人番号」の項目を追加します。共通基本情報の法人番号を表示する計算項目（上書不可）になります。

（法人番号の設定自体は、共通基本情報設定で行います）

#### ■法人番号の出力

法人番号を出力する帳票は次のとおりです。

「欠損金の繰戻しによる還付請求書」以外は、平成28年1月1日以後開始事業年度の場合に法人番号を出力します。（欠損金の繰戻しによる還付請求書は事業年度に関係なく、無条件で出力します）

別表一(一) ※1	別表一(二) ※1	別表一(三) ※1
適用額明細書 ※1		
第六号様式	第六号様式別表五	第六号様式別表五の二
第六号様式別表五の二の二	第六号様式別表五の二の三	第六号様式別表五の三
第六号様式別表五の四	第六号様式別表五の五	第六号様式別表十四
第二十号様式	第二十号様式別表四の三	
第七号様式	第二十号の三様式	
欠損金の繰戻しによる還付請求書 ※2		

※1 フォームも平成28年1月1日前、以後開始事業年度で新旧切り替えます。

※2 プログラム対応に伴い、法人税R4の<サポート>（サポートメニュー お役立ち情報）の<関連帳票>より提供していましたが、欠損金の繰戻しによる還付請求書の新様式のファイル（Excelファイル）は、4月上旬に公開を終了します。

## 連動システム

減価償却システム：Ver.14.11/14.02以降と連動できます。

## コンバート

旧製品Ver.H27.4からのコンバートに対応したR4コンバーターは、4月下旬公開を予定しています。

Ver.15.4へのコンバートが対象となります。

法人税R4へのコンバートを急ぐ場合は、旧製品をVer.H27.4にバージョンアップせずに、コンバートを実施してください。

旧製品Ver.H27.3、および平成26年度版（Ver.H26.1/H26.2/H26.3）から、Ver.15.4へのコンバートは、現在公開中のR4コンバーターで実行可能です。